



www.alpajapan.org

日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

Date 2003.2.26 No 26 - 41

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5 - 11 - 4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

E-mail: office@alpajapan.org

「加齢乗員」に関する日乗連見解の確立に向けて

シリーズ：その2

「加齢乗員」に関する見解(案)

「60歳以上の免許所有者の権利の制限」の提起

シリーズその 2 では日乗連が提案する「加齢乗員」に関する見解(案)を紹介します。

< 「加齢乗員」に関する見解(案)の提案 >

「60歳以上の免許所有者の権利の制限」

1 60歳以上の免許所有者の権利の制限

- 1.1 年齢が 60 歳以上の免許所有者は、航空運送事業に使用される航空機の機長(PIC)として行動してはならない。
- 1.2 年齢が 60 歳以上 65 歳未満の免許所有者は、最小乗組員数が 2 名以上と指定されている航空機に乗務する副操縦士、または航空機関士として乗務する場合を除いて、航空運送事業に使用される航空機の乗務員として行動してはならない。

但し、60 歳以上の航空機乗務員は 1 機につき 1 名に限るものとする。

- 1.3 年齢が 65 歳に達した免許所有者は、航空運送事業に使用する航空機の乗務員として行動してはならない。

2 60歳以上の航空機乗務員を含む運航

- 2.1 60 歳以上の航空機乗務員を含む運航を行う事業者及び関係の乗員組合又は団体は、以下について協議を行い、60 歳以上の航空機乗務員を含む運航について相互協定を取り決めなければならない。

() 60 歳以上の航空機乗務員の年齢に応じた勤務時間・乗務時間の適切な制限を行うこと

() 上記()を除き、60 歳以上の航空機乗務員を含む全ての運航乗務員に統一した運航基準及び労働条件を確立すること

3 差別的、不利益的な扱いの禁止



- 3.1 60 歳以上の航空機乗務員を含む運航を行う事業者は、60 歳以上の航空機乗務員として乗務延長を希望する全ての運航乗務員に公平な機会を与えなければならない。また採用にあたり差別的及び不利益な取り扱いは、選別も含めこれを一切行ってはならない。